

香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、認定こども園の認定等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び<u>香川県認定こども園の認定の要件に関する条例</u>（平成18年香川県条例第64号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育に従事する職員の配置)</p> <p>第3条 条例別表第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を順次合計して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(条例別表第3の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 条例別表第3の(3)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 条例別表第3の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、認定こども園の認定等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び<u>香川県認定こども園の認定の基準に関する条例</u>（平成18年香川県条例第64号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育に従事する職員の配置)</p> <p>第3条 条例別表第1の(1)の規定により置くものとされる職員の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を順次合計して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(条例別表第2の規則で定める取組等)</p> <p>第4条 条例別表第2の(3)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 条例別表第2の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。</p>

第5条 条例別表第3の(4)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(3) 略

2 条例別表第3の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。

(教育及び保育の内容)

第6条 条例別表第7の(2)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

ア 略

イ 共通利用時間における教育及び保育の狙い及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ～カ 略

(2) 略

(3) 略

ア・イ 略

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動及び満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。

エ 略

(4) 略

第5条 条例別表第2の(4)の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(3) 略

2 条例別表第2の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。

(教育及び保育の内容)

第6条 条例別表第6の(2)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育及び保育の基本及び目標については、次に掲げる事項とする。

ア 略

イ 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 人のかかわりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ～カ 略

(2) 略

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画については、教育及び保育を適切に展開できるよう、次に掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成すること。

ア・イ 略

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動及び満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。

エ 略

(4) 教育及び保育に関する環境の構成については、次に掲げる事項とする。

ア・イ 略

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように教育及び保育に従事する職員の関わりを工夫すること。

エ 略

(5) 略

ア～ケ 略

コ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育ての能力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育ての能力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 略

ア・イ 略

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(教育及び保育に従事する職員の資質の向上のための運営の工夫)

第7条 条例別表第8の(1)イの規定による運営の工夫は、次に掲げる事項に留意したものとする。

(1)・(2) 略

(子育て支援事業)

第8条 条例別表第9の(2)の子育て支援事業については、次に定めるところにより実施しなければならない。

(1)～(3) 略

(情報の提供)

第9条 条例別表第10の(3)の規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(教育保育概要)

ア・イ 略

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように教育及び保育に従事する職員のかかわりを工夫すること。

エ 略

(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点については、次に掲げる事項とする。

ア～ケ 略

コ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育ての能力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育ての能力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 小学校教育との連携については、次に掲げる事項とする。

ア・イ 略

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(教育及び保育に従事する職員の資質の向上のための運営の工夫)

第7条 条例別表第7の(1)イの規定による運営の工夫は、次に掲げる事項に留意したものとする。

(1)・(2) 略

(子育て支援事業)

第8条 条例別表第8の子育て支援事業については、次に定めるところにより実施しなければならない。

(1)～(3) 略

(情報の提供)

第9条 条例別表第9の(3)の規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(教育保育概要)

第10条 法第6条の教育保育概要は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(軽微な変更)

第14条 略

(1) 条例第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園又は同条第2号イに該当する幼稚園型認定こども園であって、条例別表第1の(1)イに規定する要件を満たすもの 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(2)・(3) 略

2 略

第1号様式 (第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

認定こども園認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 ㊞
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 第1項 第3項 の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

略

略

第10条 法第6条第1項の教育保育概要は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(軽微な変更)

第14条 省令第6条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 条例第2条第1号イに該当する幼保連携型認定こども園又は同条第2号イ(イ)に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数

(2)・(3) 略

2 略

第1号様式 (第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

認定こども園認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 ㊞
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 第1項 第2項 の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

略

略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。